

## 特定非営利活動法人島田市スポーツ協会表彰内規

(趣旨)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人島田市スポーツ協会表彰規程により行う表彰の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰の基準は、次の各号に定めるものとする。

(1) 功労者表彰については、次のとおりとする。

ア 特定非営利活動法人島田市スポーツ協会役員

(ア) 会長 2期(4年)

(イ) 副会長 2期(4年)

(ウ) 理事 3期(6年)

イ 特に功労のあった者又は団体

ウ 永年スポーツの普及、振興につとめ著しく功績のあった者

(2) 優秀指導者表彰については、次のとおりとする。

ア 永年(20年)スポーツの指導に精励し、選手並びに団体の育成に著しく功績のあった者

(3) 優秀選手表彰については、次のとおりとする。

ア 県大会等に出場した者

(ア) 地区予選を経て全国大会に出場した個人及び団体

(イ) 地区予選を経て東海大会に出場した個人及び団体(個人3位以内、団体3位以内入賞)

(ウ) 県大会で優秀な成績を収めた者(個人3位以内、団体3位以内入賞)

イ 権威ある競技会で本市の名誉を著しく高めた者、又は団体で優秀な記録を残した者

ウ 一般の模範と認められる者又は団体

(4) ゴールデン・スポーツマン表彰については、次のとおりとする。

ア 表彰の対象者は、各競技団体に5年以上在籍している者

イ 種目別の対象年齢は、ゲートボール競技及びグラウンド・ゴルフ競技80歳以上、その他の競技77歳以上

附 則

この内規は、平成17年5月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。